

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
「地域けん引経営体誘致活動業務」に係る委託契約	R4.5.2	アグリコネクト株式会社 東京都江東区青海2丁目7番4号 theSOHO	9,000,000	第167条の2第1項第2号	令和3年度に実績があり、引き続いて島根県に企業を誘致できる農業専門のコンサルタント企業はアグリコネクト社のみであるため。	農業経営課	
スマート普及活動業務	R4.5.9	株式会社セラク 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア6階	18,237,386	第167条の2第1項第2号	普及指導に用いるために、農家に設置する環境モニタリング機器について、農業技術センターのモニタリングデータと比較する必要があり、農業技術センターに設置している機器と同メーカーにする必要があるため	農業経営課	
有機JAS認証取得支援体制強化業務	R4.5.1	特定非営利活動法人 島根有機農業協会 邑知郡美郷町粕淵404-5	6,800,000	第167条の2第1項第2号	県内唯一の有機JAS登録認証機関で、有機JAS認証業務を実施できる検査員、判定員を有しており、業務に必要な有機JAS認証に係る専門的な知識、有機農業の技術及び県内全域の有機農業者・志向者の情報を把握している唯一の者であるため。	産地支援課	
島根県オリジナルぶどう「神紅」アドバイザリー業務	R4.5.1	株式会社ONE・GLOCAL 東京都中央区銀座3丁目4-1大倉別館5F	2,640,000	第167条の2第1項第2号	「神紅」のブランド化戦略に携わってきたアドバイザーとして確かな実績があり、本業務を実施する上で、唯一の会社・人物であるため。	産地支援課	
美肌県しまねの地酒・県産米プレゼント企画運営業務(県産米分)	R4.5.31	株式会社JAアグリ島根 出雲市斐川町直江4999番地	48,775,400	第167条の2第1項第2号	米仕入れ、パッケージ、配送など一連の業務を一体的に行なうことができる体制が整っている。 商品の返品があった場合、回収した米を有効に活用できるルートを持っている。	農畜産課	
令和4年度 島根林業魅力向上プログラム推進業務委託	R4.5.10	公益社団法人 島根県林業公社 松江市黒田町432-1	5,720,000	第167条の2第1項第2号	林業公社は「林業労働力確保支援センター」に島根県知事が指定した唯一の団体である。ハローワークや労働局とも連携しながら、新規林業就業者各尾のための林業事業体(森林組合や民間会社)とのマッチング、求職者に対する相談窓口設置などの各種活動を長年行なっており、知識、実施体験、実績とともに豊富であるため、この業務を委託できるのは、公益社団法人島根県林業公社以外にない。	林業課	

R4「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度運用支援業務	R4.5.11	一般社団法人 島根県木材協会 松江市母衣町55	2,937,000	第167条の2第1項第2号	<p>県産木材は「しまねの木認証制度」により認定されている必要があり、「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度を運用するため県産木材及び木造建築に精通している必要がある。</p> <p>委託先は「しまねの木認証センター」が設置されており、この運用支援を実施することができる唯一の団体であるため。</p>	林業課	
林業省力化技術実証業務(高津川流域)	R4.5.27	高津川流域林業活性化センター 益田市昭和町13-1	1,243,000	第167条の2第1項第2号	<p>高津川流域活性化センターは流域内の市町村、国有林、(一社)島根県林業公社、森林組合など林業・木材産業に携わるものにより構成されており、林業の振興に取り組んでいる団体である。県の委託業務を適切に実施した実績があり、実証業務も適切に遂行する能力を有している。森林所有者の承諾を得て、実施データ収集・分析を行うものであり、協力を得て確実に実施できる唯一の団体である。</p>	林業課	
令和4年度 県営かんがい排水調査 湖岸北地区 集積状況調査業務	R4.5.20	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432- I	1,375,000	第167条の2第1項第2号	<p>島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士を数多く有し、土地改良事業関係の公法人として土地改良法や農業農村整備事業の事業制度に広く精通している。また、県営ほ場整備事業をはじめとする土地改良事業の計画作成の実績を多数有している。</p> <p>このため、本業務を適正かつ確実に実行できるのは県内では土地改良事業団体連合会以外ないと認められる。</p>	東部農林水産振興センター	
令和4年度 県営かんがい排水調査 平田中央地区 集積状況調査業務	R4.5.20	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432- I	1,815,000	第167条の2第1項第2号	<p>島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士を数多く有し、土地改良法に基づく公法人としての農業農村整備事業の事業制度に広く精通している。また、県営ほ場整備事業をはじめとする土地改良事業の計画作成の実績を多数有している。</p> <p>このため、本業務を適正かつ確実に実行できるのは県内では土地改良事業団体連合会以外ないと認められる。</p>	東部農林水産振興センター	